

岡 広 第 3 1 2 号
令和 4 年 2 月 1 4 日

日本共産党岡山市議団
団長 竹永 光恵 様

岡山市長 大森 雅夫

「2022(令和 4)年度 岡山市予算編成要求書」について（回答）

平素から市政の発展に向けた取組にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、令和 3 年 1 1 月 1 5 日付でいただきました「2022(令和 4)年度 岡山市予算編成要求書」について、下記のとおり回答いたします。

記

1 新型コロナ対策を最優先に

(1)第 6 波に備え、感染拡大の防止と社会・経済活動を両立させるために。

①感染拡大が落ち着いている間に、これまでの感染状況について、患者ごとの追跡調査も含め精密な検証を行うこと（年代・職業・症状別・感染経路など感染者ごとの特徴、民間検査機関を含めた検査の数・受検理由・、入院・療養やその間の症状の変遷と対応など）。検証は外部の専門家を交えて行うこと。結果は公表すること。

【回答】

感染状況については、本部会議や市のホームページ等でお知らせしているところです。

【保健管理課】

②応援体制の充実のために、応援に入った職員、応援を出した職場、応援を受け入れた保健所職員などにアンケートを取り、課題を抽出すること。応援の体制、指導のやり方、応援職員に任せることの整理、指揮命令系統の整理など、次への備えを進めておくこと。

【回答】

アンケートを取る予定はありませんが、スムーズに応援職員に業務を引き継げるよう、今後も努めてまいります。

【保健管理課】

- ③希望すればだれでも、いつでも、何度でも、無料で、大規模、頻回に PCR 検査を受けられるようにすること。まずは、医療、介護、保育、学校、障害児・者施設など、社会活動上不可欠な施設の従事者は、症状の有無に関わらずいつでも何度でも受けられるようにすること。

【回答】

本市が実施する PCR 検査は、発熱などの症状がある場合など医師が必要と判断した場合や、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点で、濃厚接触者やその他感染が疑われる人に対して行っています。

市としては、現時点で、本人の希望による PCR 検査を行う予定はありませんが、1月8日～1月31日まで、岡山県において、感染拡大に伴い、不安な方を対象とした、無料の PCR 検査事業が行われております。

【保健管理

課】

- ④持病や急病の人が発熱した場合に、医療機関からたらいまわしにされた事例を聞いている。他病の治療が遅れ重篤化すると、患者本人はもとより医療機関にも医療保険財政にも負荷がかかることになる。早期対応の観点から発熱したら必ず PCR 検査を無料で受けられるようにすること。

【回答】

医療機関には、積極的な PCR 検査を依頼しております。

また、医療機関では、医療上必要に応じて、PCR 検査を実施しており、その場合の検査費用は無料となっております。

【保健

管理課】

- (2)避難所での新型コロナの感染防止策を強めること。

- ①避難所や避難場所の数を、教室やホテル等、私立学校なども視野に入れて増やすこと。新規の避難所等については、直ちに公表・周知すること。

【回答】

現在実施している被災想定の結果を基に、地域の特性も考慮しながら避難場所等の確保に努めてまいります。また、公表・周知については、迅速な対応に努めてまいります。

【危機管理室】

- ②車中避難への対応を強化すること。それぞれの避難所について、開設と同時に車中避難できるかどうかをわかりやすく周知できるようにすること。

【回答】

車中泊避難は、運動場に浸水被害想定がない市立小・中学校29校で実施することとしており、避難情報発令の際にお知らせすることとしております。

また、市民の皆様への周知は、市ホームページへの掲載、地域の防災訓練、出前講座などにより行ってまいります。**【危機管理室】**

- ③高齢者や障害児・者をはじめ様々な配慮を必要とする方について。

- a) 福祉避難所は、感染対策の観点から、従来からの利用者以外の避難受け入れはすべきでなく、配慮を必要とする避難者への対応は、ホテル等の活用を第一とすること。

【回答】

高齢者など災害時要配慮者のうち、通常の避難所での避難生活が困難な方については、まずは福祉避難所へ避難していただきたいと考えております。

また、通常の避難所が満員となった場合には、避難者の中から要配慮者を優先して、ホテル等を活用したいと考えております。**【危機管理室】**

- b) 配慮を必要とする方について、通所系施設の利用者など昼と夜で状況の異なる方がいることも考慮して、日ごろ利用している施設と地元自主防災組織等が連携して避難支援できるよう市が責任を持つこと。

【回答】

要配慮者への避難支援につきましては、福祉部局と連携しながら個別避難計画作成の取組を進めております。**【危機管理室】**

- (3) コロナ禍での経済支援として、消費税の減税は網羅的で即効性があり、効果が非常に高い。国に消費税の減税を求めること。

【回答】

消費税につきましては、国において、経済活動の動向や社会情勢を踏まえ議論されるべきものであり、適正に対応されていると認識しております。

【税制

課】

(4) 経済的に困窮化した市民への支援を強化すること。

① 市独自の給付金など、支援策を講じること。

【回答】

住居確保給付金について、国の基準額を緩和して、より広い対象者に支給を行っています。また令和3年度から短期集中型の就労支援事業を実施しており、本事業の支援を受けて就労が決定された方に対して就職準備金を市独自で支給しています。

【生活保護・自立支援課】

② 市民の経済状況にみあった税・料・水道料金の減免を創設すること。特に上下水道は政令市比較でも高い状況にある。企業会計を圧迫しない仕組みで低所得者減免の導入を検討すること。

【回答】

個人市民税については、従来から市税条例で前年所得が400万円以下の方が失業や病気などのために急激に収入が減少し生活が著しく困難となった場合に、前年の所得額や減少の割合に応じて減免が可能と定めております。

【課税管理課】

新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国の基準に基づき、令和3年度の保険料の減免を行っています。

令和4年度の保険料は、令和3年中の所得で算定するため、所得が減少した場合、その減少した所得に応じた保険料負担となるものと考えています。減免の延長については、国の動向を注視してまいります。

【国保年金課、介護保険課、医療助成課】

下水道の未普及解消に向け事業推進している中、下水道を使用することができない方への恩恵がないこと、他の公共料金との比較及び使用料負担の公平性の観点から、下水道使用料の恒常的な減免制度を設けることは考えていません。

【下水道営業課】

公営企業における独立採算制の原則及び受益者負担の原則から、経済的に困窮した市民への減免制度については、水道事業になじまないため実施していません。また水道料金については、政令市の水道事業体の中で中位に位置しており、特に高額とはなっていません。

【営業課】

- (5) 中小企業・個人事業主等は、商工団体の調査でも深刻な状況となっている。
今後の状況に応じて、継続的・総合的な支援を進めること。
① 支援金等については、継続的なものに拡充すること。

【回答】

コロナ対応事業者応援金等については、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内企業の事業継続の下支えのため、商工団体等の要望等を踏まえ、令和3年5月17日から実施したものです。

今後の事業者支援については、新型コロナウイルス感染症の発生状況、市内の経済状況や国・県の支援策などを踏まえて、商工団体などからのご意見を伺いながら、市としてどういった支援が必要か検討してまいりたいと考えております。

【産業振興・雇用推進課】

- ② 支援策の実施に当たっては、減収要件を厳しくしないようにするなど対象を広くとらえ、手続きもできる限り簡便なものとする。

【回答】

事業者支援策の支給要件は、新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえつつ、状況に応じて適切な要件を設定しております。

また、申請手続きに関しては、事業者が申請しやすくなるように工夫するとともに、申請手続の簡略化等にも取り組んでおりますが、適切な給付を実施するため、最小限の申請書類の提出をお願いしているところです。

【産業振興・雇用推進

課】

- ③ 税や料金の減免制度を拡充すること。

【回答】

令和4年度の土地に係る固定資産税については、商業地等の税額の上昇幅を半分にする措置が予定されています。

【課税管理課】

下水道の未普及解消に向け事業推進している中、下水道を使用することができない方への恩恵がないこと、他の公共料金との比較及び使用料負担の公平性の観点から、下水道使用料の減免制度の拡充は考えていません。

【下水道営業課】

公営企業における独立採算制の原則及び受益者負担の原則から、中小企業・個人事業主等への支援のための減免制度については、水道事業になじまないため実施していません。

【営業課】

- ④事業者に対して、家賃などの固定費や消毒・衛生資材の費用などを補助すること。

【回答】

今後の事業者支援については、新型コロナウイルス感染症の発生状況、市内の経済状況や国・県の支援策などを踏まえて、商工団体などからのご意見を伺いながら、市としてどういった支援が必要か検討してまいりたいと考えております。

【産業振興・雇用推進課】

- (6) コロナ禍の影響で米価が大暴落している。県内の 2021 年産米は、ほとんどの銘柄で農協の概算金が 1 万円を下回る恐るべき事態となっている。国に緊急に対応を求めるとともに、市としても緊急に米農家を支援すること。

- ①国に、市場余剰米の買い取り・隔離などによる米価下支えをするよう意見すること。

【回答】

国においては、需要安定に向けて在庫米 15 万トン「特別枠」として市場から切り離すため、産地・生産者の保管や販売について長期計画的な支援をしていくこととしています。

【農林水産課】

- ②市として、米農家に米価下落を補填する支援金を支給すること。

【回答】

コロナによる農林漁業者の収入減少に対しては、岡山市コロナ対応事業者応援金を支給しているところです。

【農林水産課】

(7)医療や介護の事業者と従事者に対する支援は十分ではない。市として支援を強めるとともに、県や国にも働きかけること。

①新型コロナウイルス感染症対策に関する掛かり増し経費補助では補いきれていないとの声がある。市として実態を把握し必要額を補助すること。

【回答】

令和3年度から介護事業者に対するサービス継続支援事業(かかり増し経費の補助)については、県の基金事業で対応しているところであり、岡山市の事業者からの申請については、全額補助できていると聞いています。

【事業者指導

課】

医療機関への支援については、「岡山市コロナ対応事業者応援金」の給付事業を実施したところです。今後も新型コロナウイルス感染症の状況を注視してまいります。

【医療政策推進課】

②医療・介護従事者に対し、岡山市独自の支援金を支給すること。

【回答】

現在、国において医療職及び介護職の給与引き上げに向けた具体的な検討が始まっており、動向を注視してまいります。

【事業者指導課、医療政策推進課、介護保険

課】

③従事者、利用者、出入り業者やその周辺の人に対して、事業者が感染防止のために必要と判断して行うPCR検査については、その費用を支援すること。

【回答】

現在のところ予定はありません。

【保健管理課】

感染者が発生した場合、保健所において、幅広く、PCR検査を実施しているところであり、現時点では、行政検査の対象外への補助を行う予定はありません。

【事業者指導課】

- ④緊急包括支援交付金をはじめ、2021 年度中に打ち切られた事業所や従業員支援の補助金等について、県に復活を求めること。

【回答】

交付金などの延長は、県に要望する予定はありませんが、令和3年4月～令和3年9月末まで、感染対策にかかる経費増として介護報酬に0.1%が上乗せされました。10月分からは、県の基金事業での対応予定になっているところです。

【事業者指導課、高齢者福祉課】

- (8)市民の暮らしや経済状況について。

- ①学生を含む様々な階層・属性の市民に対してウェブを含む様々な手法を活用してアンケートを行い、影響を把握すること。

【回答】

今後の市政事業の企画、運営を図るうえで新型コロナウイルス感染症が与えた市民や医療機関等への影響については、必要に応じて把握に努めてまいりたいと考えております。

【医療政策推進課、介護保険課】

子育て中の困窮世帯については、令和2年度創設した「おかやま親子応援メール」でアンケートを行い、困り事や支援ニーズ等の把握に努めているところです。学生に関しては、大学等への聞き取りを行っており、引き続き状況の把握に努めてまいります。

【こども福祉課】

学校では、年間3回実施するASSESS、毎月実施する生活アンケートなどを通して、児童生徒の悩みや不安に寄り添うように努めておりますが、「市民の暮らしや経済状況」に関して教育委員会としてアンケート調査をすることは考えていません。

【指導課、保健体育課】

- ②市内在住の学生等については、家賃、交通費、食糧の支援などを行うこと。

【回答】

学生への支援は、国が10万円の緊急給付金支給を実施しており、市としては、学生を含めコロナ禍で困難を抱える人への支援活動を行う団体に対し、助成金を交付するなどして支援を行っているところです。

【こども福祉課、市民協働企画総務課】

(9)学校・園において、子どもたちと教職員を守るために。

①少人数学級化を加速化すること。

【回答】

学級集団は、集団生活のルールを学んだり、コミュニケーション能力を育成したりする生活の場としての役割を担っています。そのため、一律に標準法を超えた少人数学級とすることは考えていませんが、岡山市としては学級編制の弾力化による35人以下学級を選択可能とするとともに、少人数指導や習熟度別サポーターの活用により、教科や児童生徒の実態に応じて、柔軟に少人数での指導が可能となるような取組を行っております。

現在、小学校においては、令和3年度以降、学級編制の標準を5年かけて35人に計画的に引き下げることとされており、岡山市としても、順次、35人学級編制の移行に対応できるよう準備しております。中学校についても、引き続き国に要望してまいります。

【教職員課】

②PCR検査を拡充して行うこと。

a) 教職員に対して、ワクチン接種の有無に関わらず、定期・頻回の検査を実施すること。

【回答】

現在のところ予定はありません。

【保健管理

課】

全教職員にPCR検査を実施することは、多額の費用を要するばかりでなく、市内の検査体制にも影響を及ぼすおそれがあるため、今のところ考えておりません。

引き続き感染状況を注視し、必要な者に対し医療機関の受診を促してまいります。

【教育給

与課】

- b) 児童・生徒やその家族等に、1人でも陽性者が出た場合は、濃厚接触者の特定を待たず、速やかにクラス全員等広範囲に検査を行うこと。

【回答】

P C R検査の範囲については、個別事例により、保健所で判断しております。必ずしも、クラス全員等の検査を行うものではありません。

【保健管理課、保健体育課】

- ③感染した児童・生徒の感染経路、感染者の分布、学校の対応などについて分析し、結果は公表すること。

【回答】

感染状況については、本部会議や市のホームページ等でお知らせしているところです。

感染した児童・生徒に特化した情報についての公表予定はありません。

【保健管理課】

学校は感染した児童生徒及びその家族の人権を守るという観点で個別に適切に対応しており、その対応を分析し公表する予定はありません。

【保健体育課】

- ④「出席停止」について、児童・生徒一人一人の休んでいる理由や傾向や期間、本人の意向か保護者の判断か、それぞれに応じた学校側の対応、学校全体や市教育委員会全体としての「出席停止」への対策などについて分析し、結果は公表すること

【回答】

「出席停止」の児童生徒や保護者の意向を尊重しつつ、状況に応じて電話連絡や家庭訪問等で学校の様子を伝えたり、学習プリントや自主学習ソフトを用いた学力保障を行ったりしております。個別の対応になるため、分析や公表については考えておりません。

【保健体育課、指導課、教育研究研修センター】

⑤コロナ禍において、学校の「荒れ」や家庭の貧困状況が懸念される。子ども達の心のケアに、これまで以上に注力すること。

a) スクールソーシャルワーカーを学校に常駐させること。

【回答】

現在、子ども相談主事は、月に1回程度学校に勤務しており、教職員への指導助言や保護者との面談をしたり、福祉機関や相談機関との情報共有を図ったりするなど、学校と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーとしての役割を十分果たしていると考えております。したがって、子ども相談主事とは別に、新たに社会福祉の専門資格を持つスクールソーシャルワーカーの配置は考えておりません。

【指導課】

b) スクールカウンセラーを全校配置すること及び勤務時間等を拡充すること。

【回答】

現在、スクールカウンセラーは拠点となる学校に配置しており、その他の学校は拠点校からの派遣校として、市内全校に勤務できる体制としています。勤務時間等の拡充については考えておりません。

【指導課】

⑥家庭でオンライン学習をする際に貸し出す Wi-Fi 機器の通信料金は、公が保障すべき教育の費用として、家庭の負担としないようにすること。

【回答】

モバイルルータの通信料金については、原則保護者負担と考えていますが、低所得者（生活保護家庭や就学援助家庭）については補助しています。

【教育研究研修センター】

(10)様々な事情でワクチン接種をできない人が、不利益をこうむったり差別されたりすることのないよう、市民への啓発を強めるとともに、市の政策展開にあたって留意すること。

【回答】

ワクチンの未接種者への差別の防止等については、市ホームページやワクチン接種の案内等において周知を行っております。

【保健管理課】

2 災害から市民生活を守るために

- (1) 「まず自助・共助で、それで足りないところを公助で補う」発想はやめ、「公が第一に責任を持つべき」の立場に立って、市の計画を制改定すること。「自助・共助」は、発災時に自分たちの命を守るための意識や構えの問題である。

【回答】

災害の被害を最小限に抑えるためには、「自助・共助・公助」それぞれが災害対応力を高め、連携することが重要であることから、この考えを踏まえ、現在、岡山市地域防災計画の抜本改訂を進めているところです。

【危機管理室】

(2) ハザードマップの改善・充実を。

- ①所管、種類、想定降雨量などが異なるものが併存しており、市民にとって分かりにくい。また、市ホームページでの検索も分かりにくい。市民の立場に立って、発行や情報提供に関する所管部局を統一すること。

【回答】

ハザードマップの見直しにあたり、関係部局とも調整し、図郭（地図の範囲）、サイズなど、できるだけ表現方法を統一することで、市民の皆様にわかりやすいものを提供できるよう工夫しております。

また、市ホームページについても、市民の皆様が検索しやすいよう掲載方法の改善に取り組んでまいります。

【危機管理室】

浸水（内水）ハザードマップについては、近隣の状況をわかりやすくするため、小学校区版を作成し、令和3年4月より公表しています。作成に際しては、関係部局とも調整し図郭、サイズなど、他のハザードマップと表現方法を統一することで、市民の皆様にわかりやすいものをご提供できるよう工夫しています。

【下水道河川計画課】

②前提とする雨量は、過去実績にとらわれず、最大想定を用いること。

【回答】

ハザードマップは比較的発生頻度の高い計画規模降雨が現実的と考え作成しております。

【危機管理室】

現在、公表中の浸水（内水）ハザードマップは、過去最大に被害が発生した降雨により作成しています。なお、想定最大規模降雨の浸水想定区域図については、今年度のシミュレーション結果を踏まえ、まずは中心市街地のものを公表する予定です。

【下水道河川

計画課】

(3) 自主防災組織を実効性あるものに。

①自主防災組織は、町内会や地域任せにせず、市として確立まで責任を持つこと。

【回答】

自主防災組織の結成促進については、各種助成制度の充実や地域での説明会により取り組んでいるところです。

今後も自主防災組織未結成の町内会に対して、結成促進の働きかけを行ってまいります。

【危機管理室】

②市は、小さい町内会の自主防災組織を学区や地区の自主防災組織に代行させるやり方を取っているが、実際の発災時には支援が行き届かない恐れがある。自力で自主防災組織を機能させられないところにこそ、市が出向いていって、避難計画の策定や避難訓練の実施などを支援すること。

【回答】

災害リスクの高い地域で自主防災組織未結成の町内会に対し、結成促進や訓練実施、個別避難計画の作成促進に向け、働きかけてまいります。

【危機管理室】

③マンションなどの集合住宅では、そもそも町内会がないとか、地域の町内会に加入していても実際にはカバーされていない状況がある。高層化に伴う特性や高齢化などの現状も踏まえ、入居者や町内会任せにせず、市として直接対応すること。

【回答】

(3) ②でお答えしたとおりです。

【危機管理

室】

(4) 要配慮者が避難できるような市として責任を持ち、直ちに対策を行うこと。

① 避難行動要支援者の個別支援計画は、全対象者分の見通しを立てること。

【回答】

(3) ②でお答えしたとおりです。

【危機管理

室】

② 昼間の発災などに際しては地域の企業等との連携も重要となることを踏まえ、自主防災組織等での策定に際して丁寧な支援を行うこと。

【回答】

民間企業等と自主防災組織との連携については、どういった方法があるか研究してまいりたいと考えております。

【危機管理室】

(5) 防災、内水害対策については、近年の豪雨災害等を踏まえて対応をさらに強化すること。都市排水、堤防強化など、県・国等とも連携しつつハード整備を急ぐこと。

【回答】

平成30年7月豪雨を受け、平成31年4月に見直した岡山市浸水対策基本計画及び行動計画に基づき、引き続き、重点地区に位置付けられた今保・白石地区などのポンプ場等の整備を進めます。

また、河川事業として、山崎地区などの排水機場の整備や老朽化が進んだ排水施設の設備更新を推進します。加えて、流域対策として、農業用水路の事前水位調整などの既存ストックの有効活用や、事業者が行う開発行為等に伴う雨水流出抑制施設の設置などを促進します。さらに、減災対策として、土のう配布、可搬式ポンプの配備、止水板設置助成制度などの市民の自助・共助を支援する対策についても、継続して取り組みます。

また、国や県管理の1・2級河川においては、河川整備計画に基づき計画的に河川整備を実施していると聞いており、一刻も早い整備完了に向け市としても要望を行っているところです。

【下水道河川計

画課】

(6)2018 年西日本豪雨災害に関して

- ①全ての被災市民の現状と生活再建状況を把握すること。住家再建の有無に限定せず、健康や介護の状況、仕事の状況なども含め総合的に把握すること。

【回答】

平成30年7月豪雨災害の被災者支援については、既に多くの被災者支援メニューが終了しております。

今後は、必要な方について、健康や介護、仕事の状況等の把握も含め、一般の社会保障制度に則って生活再建の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

【危機管理室】

- ②調査を踏まえて、必要な支援を行うこと。希望する方には、支援策を延長するよう、国に申し入れること。

【回答】

必要な支援、国への支援策の延長については、関係部署と協議して適切に対応してまいりたいと考えております。

【危機管

理室】

3 福祉施策・制度の前進を

(1) 子ども医療費について、岡山県内で最低の現状は、子育て支援の推進に逆行し、他市町とのバランスも悪く、拡充が必要である。

①無料化の年齢を拡大すること。

【回答】

子ども医療費助成のあり方について、医師や保護者などの意見を参考にしながら、令和4年の上半期までには方向性を決めていきたいと考えています。

【医療助成課】

②国・県に、制度化を強く求めること。

【回答】

指定都市市長会を通じ子ども医療費助成に対する統一的な国の制度を創設するよう要望しています。

【医療助成課】

③障害児についても早急に無料化にすること。

【回答】

令和4年の上半期までには方向性を決めていきたいと考えています。

【医療助成

課】

(2) 国民健康保険は、安心して医療を受けられる制度にすること。

①一般会計からの政策的繰入を行うなどして、払える保険料に引き下げること。

【回答】

岡山市では、国保財政健全化方針を策定し、赤字補填目的の法定外繰入は、平成30年度から段階的に削減し、解消を図っていくこととし、令和3年度予算で繰入額をゼロとしているところです。保険制度である国保財政は、原則、保険料と公費で賄われるものであり、国において、所得の低い世帯に対する軽減制度を拡大するなど、制度上、被保険者の負担も軽減されていることから、一定の負担をお願いすることが必要であると考えています。

【国保年金

課】

②経済的に困難な市民を支える政策判断のもとに一般会計から必要分を補填して、以下の負担軽減策を、市として実施すること。

a) 多子減免制度を創設すること。

【回答】

国保保険料の法定軽減制度は、世帯の被保険者数が増えると軽減対象となる基準所得額が上がり、軽減に該当しやすくなります。国は、平成26年度から7年連続で軽減の基準所得額の引上げを行っており、軽減対象世帯は増加しています。市では、今後とも現行の減免制度を適切に運用したいと考えています。

なお、子どもに係る均等割保険料については、子育て世帯の負担軽減を図るため、岡山市を含む政令指定都市連名で国に軽減措置等の制度の創設を要望していたところ、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料の5割を軽減する制度が導入されることとなりましたが、引き続き軽減対象となる年齢及び軽減割合を拡大するよう要望しているところです。 **【国保年金課】**

b) 国の動向を待たずに、所得制限なしで18歳までの均等割軽減を行うこと。

【回答】

均等割は、法令により応益分として賦課するよう定められており、国保制度における応益負担については、一定の合理性が認められるものと考えております。

均等割保険料の軽減対象年齢の拡大について、政令市連名で国に要望しているところであり、今後の国の動向を注視していきたいと考えています。

【国保年金

課】

- c) 傷病手当金はコロナにかかわらず制度化すること。現在のコロナ対応は、自営業者やフリーランスにも対象を拡大すること。

【回答】

国民健康保険制度は、様々な就業形態の被保険者が加入していることから、傷病手当金については、保険者に保険財政上余裕がある場合などに、自主的に条例等を制定して行うことができる任意給付とされております。

今回の傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国が緊急的・特例的な措置として当該支給に要した費用について財政支援を行うこととされたため、新型コロナウイルス感染症に限り行ったものです。

保険財政が厳しい本市においては、新型コロナウイルス感染症以外での支給や、国の基準を超えて自営業者やフリーランスへ拡大して支給することは困難です。

【国保年金課】

- d) 市の「4割減免」を、低所得者の負担軽減に有効に機能するよう見直すこと。

【回答】

国民健康保険料の法定軽減範囲が令和2年度まで7年連続で拡大されており、軽減対象世帯は増加しております。そのため、市独自の4割軽減制度を拡充するのではなく、現行の減免制度を適切に運用してまいりたいと考えております。

【国保年金課】

- ③保険証取り上げをやめること。

【回答】

被保険者証の代わりに交付する資格証明書は、納付相談の機会を確保することを目的に行っている法定事務です。その運用自体をやめることはできませんが、70歳以上の高齢者や高校生以下の被保険者は交付対象から除外しております。

また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で来庁していただいていた納付相談ができないことから、資格証明書を交付せず、短期被保険者証を交付しております。令和4年度以降はより効果の高い収納対策に注力することとし、資格証明書は、保険料を支払う一定以上の資力があるにもかかわらず払わない一部の世帯のみ交付するよう、見直しております。

なお、資格証明書交付者であっても疾病等特別事情に該当する場合は、短期被保険者証を交付するなど、状況に応じた、きめ細かな対応に努めております。

【国保年金課】

- ④保険料の賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性を強化するよう国に求めること。

【回答】

保険料負担に係る公平の確保の観点から、国は保険料の賦課限度額を段階的に引き上げる方針ですが、中間所得者層の保険料の負担感が重くなっていることから、国に対して政令指定都市連名で、賦課限度額の根本的なあり方について検討するよう要望しているところです。

【国保年金課】

(3)介護の諸制度は、累次の改悪で本人負担が重くなり、現場や利用者やその家族に様々な矛盾が生じている。岡山市の真摯な対応を求める。

①保険料や利用料について、市独自の減免制度を創設すること。保険料については、賦課限度額を大幅に引き上げて負担の累進性を強化するよう国に求めること。

【回答】

保険料の減免については、世帯収入、資産の状況等を条件として第1段階相当額まで軽減する、市独自の減免制度を設けています。

また、利用料の減免については、適正な介護保険制度の運営を損なうことがないように、給付と負担のバランスを図りながら、制度の枠組みの中で対応すべきものであると考えます。

負担の累進性に関しては、保険料の段階数を増やすなど、国標準を弾力化した設定を行っており、第8期事業計画においても、中間所得階層を細分化し、また高所得階層を増設して14段階に増やすなどし、より負担能力に応じた保険料体系にしております。

なお、保険料の高騰を抑制するため、並びにさらなる利用者負担の軽減のために財政支援を拡充するよう、政令市連名で国へ要望しております。

【介護保険課】

②介護人材の確保と処遇改善のために、市として独自の取組を行うこと。

【回答】

介護人材の確保については、引き続き、第8期介護保険事業計画に盛り込まれている介護人材の確保・育成・離職防止などの各種事業に取り組んでまいります。

また、現在、国において介護職の給与引き上げに向けた具体的な検討が始まっており、動向を注視してまいります。

【事業者指導課】

- ③ペナルティ回避のため、保険料は時効を超えても払えるようにすること。国に制度改善を求めること。

【回答】

時効により徴収権が消滅することは、介護保険法（第200条）で規定されており、法令に基づき対応すべきものであると考えます。 **【介護保険課】**

- ④2021年8月の介護保険負担限度額認定制度の基準改定により負担が増えた利用者の実態調査を行うこと。国に改善を求めること。

【回答】

実態調査は考えておりません。介護サービスに係る利用者負担のさらなる軽減については、政令指定都市連名で国へ要望しているところです。

【介護保険

課】

- ⑤社会福祉法人減免の利用者負担軽減と法人への税制優遇について、国に拡充を求めること。

【回答】

介護サービスに係る利用者負担のさらなる軽減については、政令指定都市連名で国へ要望しているところです。

また、本制度は、社会福祉法人の社会的役割の一環として国が制度化したものと認識しております。

【介護保

険課】

- ⑥市として9期計画を待たず、市民と施設の実態を把握して、必要な施設整備を進めること。

【回答】

第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、各種調査を実施し、地域に居住する高齢者や事業所等の実態や課題等の把握に努め、将来的な高齢者人口の動態、待機者や認知症高齢者の状況、地域におけるサービスの偏在性等を相応的に検証したうえで策定しています。

このことから、今期の施設整備については、計画のとおり地域密着型介護老人福祉施設及び認知症対応型共同生活介護施設を公募により募集し整備を進めています。

【事業者指導課、高齢者福祉課】

(4) 制定から 10 年を経過したがん対策推進条例について、あらためて意義を見直し、施策を拡充すること。

① 市独自の計画を策定すること。

【回答】

岡山市がん対策推進条例の制定から 10 年経過を受け、令和 2 年度の岡山市がん対策推進委員会において今後の取組みを検討したところです。今後も「がんの予防」「早期発見の推進」「緩和ケア・在宅医療の推進」「がんとの共生」を中心に、条例及び「健康市民おかやま 21（第 2 次）」に沿って対策を進めてまいります

【保健管理課】

② がん検診の受診率を、自治体健診に限らず全体を視野に入れて把握し、目標を持って引き上げること。

【回答】

協会けんぽの特定健診に合わせて乳がん検診が受診できるセット検診を行うなど、協会けんぽと共同して受診率向上に努めています。

【保健管理課】

(5) 生活保護について、受給者の人権を大切に、寄り添った対応を心がけるとともに、市民に制度の正しい理解を広げるよう努めること。

① 特に持病のある方や単身世帯、高齢者のみの世帯などに対して、訪問して会う回数を増やし、孤独死を防止すること。

【回答】

ケースワーカーの訪問回数は個々の世帯の状況等により判断しており、引き続き関係機関及び地域の民生委員等と連携を密にしながら、孤独死防止に取り組んでまいります。

【生活保護・自立支援課】

② 扶養照会は、本人の意向を尊重し、原則不要とすること。

【回答】

扶養照会については、国の基準に基づき要保護者からの聞き取り等による扶養の可能性調査を行った上で判断しており、引き続き適切な対応に努めてまいります。

【生活保護・自立支援課】

③受給者の人権と命、健康を守る立場に立ち、以下を実施すること。

a) 生活保護世帯にエアコンを設置すること。

【回答】

生活保護制度では、エアコンを保護開始時や転居の場合など一定の要件を満たす場合に支給しております。

【生活保護・自立支援課】

b) 灯油代など暖房費用を支給すること。

【回答】

灯油購入費の助成については、現時点では考えておりません。

【生活保護・自立支援

課】

c) 生活保護申請の壁を低くするために「生活保護は権利です」の啓発ポスターをつくること。

【回答】

他都市の事例を参考にしながら、生活保護制度についての周知方法を検討していきたいと考えています。

【生活保護・自立支援

課】

(6) 経済的に厳しい状況に置かれている市民への対策を強化すること

①ひとり親世帯や生活困窮世帯への経済支援を拡充すること。

【回答】

ひとり親世帯への経済的支援としては、児童扶養手当を実施しているところです。令和3年度は子育て世帯生活支援特別給付金に、市独自の支援金を加え給付するとともに、コロナの影響による家計急変にも対応したところです。今後とも、ひとり親家庭の状況や国の動向を注視し支援に取り組んでまいります。

【こども福祉課】

も福祉課】

生活困窮世帯への経済支援については、自立相談支援機関等の窓口等に支援員を増員して対応をしており、引き続き学習・生活支援事業をはじめ、就労支援、家計改善支援等、より手厚い支援ができるよう努めてまいります。

【生活保護・自立支援

課】

②自立支援の必要な若者への支援を進めること。

a) 対象者をアウトリーチで見つけ出し、つながっていく仕組みづくりを進めること。

【回答】

寄り添いサポートセンターでは、昨年度相談支援員を増員して、支援が必要な人に対して、アウトリーチ支援等に取り組んでいるところです。

【生活保護・自立支援

課】

子ども・若者育成支援推進法に基づき、関係機関・民間団体が連携して、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を総合的に支援することを目的として、令和3年7月に岡山市子ども・若者支援地域協議会を設置しました。

当協議会において、様々な課題を抱える若者の円滑な社会生活の支援に繋がるように、各機関・団体が実施している施策・事業について相互に情報共有を図りながら連携して取り組んでまいります。

【地域子育て支

援課】

b) 担当制でマンツーマンに関わり、自立まで長期的、専門的、継続的に支援できる仕組みづくりを進めること。

【回答】

寄り添いサポートセンターでは、相談支援員が担当制で対象者と一緒に自立までの支援計画を策定しており、就労・家計や学習などの各分野の専門相談員と連携して、課題解決のみならず、それぞれの自立の形の達成およびその後のアフターフォローまで寄り添った伴走型支援を行っています。

【生活保護・自立支援

課】

c) 社会経験を段階的に積めるようにすることや、居場所の提供などを行えるようにめざすこと。

【回答】

支援対象者それぞれの状態に応じた、居場所やボランティア活動、職場見学、社会体験などの支援メニューを用意して自立に向けた支援に取り組んでいるところです。

【生活保護・自立支

援課】

③収入が生活保護基準を上回り、通常であれば何とか生活を営めても、病気など突発事態が発生すれば一気に生活基盤が崩される低所得層からの相談が増えている。これらの世帯には、一時的な貸付等が生活の立て直しに有効な施策だが、コロナ以前の社協の貸付は実績が皆無に近く、セーフティネットとして機能しているとは言い難い状況にある。市として、社協の制度も含め、貸付制度を充実させること。

【回答】

必要な方に制度をご利用いただけるよう社協に伝えてまいります。

【福祉援護課】

(7)無料低額診療の拡充と周知を。

①院外調剤薬局の薬代を助成すること。

【回答】

無料低額診療での院外処方薬代の取り扱いについては、国において協議中ですので、今後示される国の方針を踏まえて対応を考えて行きたいと思えます。

【福祉援護課】

②必要な方が使える制度にするよう啓発を強化すること。

【回答】

啓発については、福祉事務所や寄り添いサポートセンターでのパンフレット配布や、市ホームページへの掲載を行っており、引き続き、制度の周知に努めてまいります。

【福祉援護課】

4 子どもの健やかな成長のために

＜就学前教育・保育に関して＞

(1)市立幼稚園、保育園の廃止・民営化計画を中止すること。

【回答】

市立幼稚園及び保育所の適正配置は、将来にわたって安定的に良質な就学前教育・保育を提供し続けるため、また、将来世代に負担を先送りしないために、今後とも進めてまいります。

【こども園推進課】

(2)保育園の副食費を無償にすること。

【回答】

保育施設での給食の材料にかかる費用については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であり、保育施設等を利用する保護者も自宅で子育てを行う保護者と同様に費用を負担していただく必要があると考えています。

【保育・幼児教育課、幼保運営

課】

(3)保育士を増やす施策を強化すること。

- ①児童の成長発達や安全確保と共に、労働環境の改善で職場定着率の向上に資する観点からも、保育士の配置基準を引き上げること。特に0歳児2：1、1・2歳児5：1は速やかに実現を目指すこと。

【回答】

保育士の配置基準の引上げにつきましては、待機児童対策のため保育士の確保が最重要課題となっている現在の状況では困難であると考えております。

【幼保運営課】

- ②市立園の正規保育士の採用数を増やすこと。

【回答】

多様な雇用形態を活用しながら良質な保育環境の確保に努めてまいります。

【人事課】

- ③市立保育士の育児短時間勤務制度は、本人が希望した場合には必ず取得できるようにすること。

【回答】

育休復帰後の育児短時間勤務等、両立支援制度の活用については、園長会を通して制度の周知、指導等を行っており、制度の活用も徐々に進んでおります。引き続き、制度が活用しやすい職場環境の整備に努めてまいります。

【幼保運営

課】

④私立保育士について、処遇の引き上げや労働環境の改善を進めること。

【回答】

委託料（公定価格）の一部である国の処遇改善の増額については、市長会、指定都市市長会等を通じ要望を行っており、新たに令和4年2月から3%程度の賃金改善を行うために必要な費用の補助を行いたいと考えております。

また、岡山市独自の処遇改善については、令和2年度に3%の上乗せへ拡充を行っており、令和4年度まで事業を継続してまいりたいと考えております。

保育士の労働環境改善については、業務負担軽減を目的として、今年度保育支援者を配置するための経費助成の拡充をするとともに業務効率化のためのICT化を推進しているところです。

【保育・幼児教育課】

⑤看護師を、保育士代替ではなく専任で、全園に配置すること。アレルギー対応を強化すること。

【回答】

市立園の看護師につきましては、健康管理支援業務等を職務内容として採用を行っております。

乳児も含め、低年齢児やアレルギー児の在園も多く、看護師の配置は必要であると認識しており、引き続き看護師の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、市立園につきましては、アレルギー児の給食に対応するため、給食調理員の加配を行っております。

【幼保運営課】

私立保育施設につきましても、単市事業として、看護師等を加配している施設及びアレルギー児対応調理員等を加配している施設に対して補助を行っております。

【保育・幼児教育課】

(4)待機児童解消推進にあたって。

①市立こども園整備でなく認可保育園整備を進めること。

【回答】

待機児童の解消は、地域の需給バランスを見ながら必要に応じて保育の定員増を進めていくほか、公私立を問わず認可保育所・こども園の定員の弾力化を実施いただくとともに、小規模保育事業、事業所内保育事業、特認登録保育施設や企業主導型保育事業による取組みも併せて、必要な受入れ枠の確保を図ってまいります。

【こども園推進課】

②特認登録保育施設や企業主導型保育施設、緊急的な一時預かりを受け皿の
カウントに含めないこと。

【回答】

一定の施設基準に基づき運営費等の支援を行っている認可外保育施設等は、保育の質が一定程度担保されることから、保育の受け皿に含めることにしています。

【こども園推進課、就園管理課】

③3歳児預かり保育を全ての市立幼稚園で実施すること。

【回答】

市立園における3歳児教育は、認定こども園の整備により進めていく方針です。また、預かり保育については、すべての市立幼稚園で実施することは困難と考えております。

【幼保運営課】

(5)障害児保育について、拠点園方式をやめること。私立を問わず、どの認可保育園でも障害児が全員入園できるよう、人員体制と施設整備を拡充すること。

【回答】

全園への保育室の整備は困難ですが、私立保育園・認定こども園を含めたすべての園において、広く障害児保育を行うことができる環境整備を進めており、専門家による巡回指導や公立園長経験者による巡回相談を行っています。また、公立園については、障害児2人につき保育士1人の割合での配置基準に基づいて保育士を加配しており、私立保育施設における保育士の加配について、令和元年度より、障害児2人につき保育士1人の配置をした場合の補助金の拡充を行ったところです。

【保育・幼児教育課、幼保運営課】

<学童期以降の子ども達に関して>

(6)放課後児童クラブについて。

①待機児童が出ないように、施設整備と人員確保を行うこと。

【回答】

受け皿の確保については、ニーズ調査を踏まえて策定した第二期岡山市子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の方策に基づき、利用希望者全員に適切な育成支援を提供できるよう、今後も市が主体的・計画的に施設整備を行ってまいります。

支援員等の確保については、ふれあい公社と連携した就職相談会の開催や本市ホームページへの求人情報の掲載等により、必要な支援員等の確保に努めてまいりたいと考えております。

【地域子育て支援課】

②市立クラブについて。

a) 保育指針に沿った保育計画をつくり、体験を充実させることなど、発達保障にとりくむこと。

【回答】

市立クラブにおいては、岡山市立放課後児童クラブの基本方針及び年間目標を策定し、それらに基づき、各クラブで目標及び育成支援計画を作成し、クラブ活動に活用しているところです。

【地域子育て支援課】

b) 土曜や延長などの拡充部分だけでなく、行事や手作りおやつなどできなかったことも含め、実際に行われている保育の中身についても、市立化の検証を行うこと。

【回答】

市立クラブの運営については、保護者アンケートやふれあい公社による職員の個別ヒアリングを通して、関係者の声を広くお聞きするとともに、定期的に行われる主任支援員会議において、行事やおやつなども含めた運営内容に関する様々なテーマについて、意見交換や共通認識を図っているところです。

【地域子育て支援課】

c) 支援員について、職業として選べる処遇に改善を図ること。

【回答】

市立クラブの正規職員については、給与水準の底上げを図るとともに、児童クラブの勤務年数に応じた前歴加算制度を導入しております。加えて、公益財団法人の職員となることで、身分や収入が安定するとともに、休暇や手当など充実した福利厚生制度が受けられるなど、総合的な処遇改善を図ったところです。

今後とも、受益と負担のバランスを考慮しながら、できる限りの処遇改善に努めてまいりたいと考えています。

【地域子育て支援課】

d) そのために、市の財政支出を増やして、保護者負担を増やさずに拡充を進めること。

【回答】

今回の運営見直しによって、サービスや利用料金、運営ルール、職員の雇用条件などの平準化を図り、どのクラブでも同じ料金で、同じ水準のサービスが受けられることを目指しており、岡山市全体としてサービス内容等が向上するよう制度設計を行ったところです。

また、運営を一元化することにより、安定的な運営体制が整い、その結果として、育成支援の内容が向上、充実するものと考えています。

なお、市立クラブの利用料については、受益者負担の考え方にに基づき、サービスに見合った経費を負担していただくこととしております。

【地域子育て支援課】

③市立に移行しないクラブについて。

a) 将来にわたって不平等な扱いをしないようにすること。

【回答】

市立に移行しないクラブについては、これまでどおり補助金による支援を継続していく予定です。

【地域子育て支援課】

b) 国の補助メニューをフル活用して、施策を充実すること。

【回答】

本市では、国の補助基準の範囲内で、クラブの運営実態に即した運用を行っております。

今後も国の補助メニューを活用するとともに、クラブの規模や実情に応じた運用を行い、安定的な運営や育成支援の質の向上を図ってまいりたいと考えております。

【地域子育て支援課】

<多年代に関わって>

(7) 子ども貧困対策を強化すること。

① 子ども貧困対策に関する独立した計画を策定し、専門部署を設けること。

【回答】

子どもの貧困対策については、「岡山市子ども・子育て支援プラン2020」の中に位置付け、章立てして記載し、他の様々な子ども・子育て支援策と連動して進めていくことが重要だと考えています。また、専門部署の設置については、現在は考えていません。

【こども福祉課】

② 就学援助は、生活困窮家庭の実情を踏まえたものに改善すること。

a) 認定基準を引き上げること。

【回答】

財源確保がより一層厳しい昨今において、認定基準を引き上げることは非常に厳しい状況ですので、ご理解いただきますようお願いします。

【就学課】

b) 修学旅行、PTA会費等、費目の全てを実費で支給すること。

【回答】

修学旅行費は全額支給には至っていませんが、支給額を増額するなどの見直しを行っています。なお、本市の財政状況の面から、支給費目を増やしたり、費目のすべてを実費で支給することは非常に厳しい状況ですので、ご理解いただきますようお願いします。

【就学課】

c) 新入学学用品費は、新年度の物品購入に間に合うように支給すること。

【回答】

できる限り早期に支給したいと考えていますが、市外転出や私立学校への進学等、認定後の児童生徒の異動調査も並行して行う必要があるため、現行の3月中旬より支給日を早めるのは難しいことをご理解いただきますようお願いします。

【就学課】

③給付型奨学金は、対象及び額を拡充すること。

【回答】

給付型奨学金については、令和2年度に創設したばかりであり、制度の周知に努めているところです。対象の拡大や金額の増額については、実績を踏まえた上で、必要に応じて適切に対応してまいりたいと考えております。

【こども福祉

課】

④自転車保険や自転車用ヘルメットの費用を補助すること。就学援助制度や生活保護制度において給付対象とすること。

【回答】

生活保護制度では、通学に際し自転車を利用する必要がある場合には、ヘルメットの購入費用や自転車保険料についても給付しています。

【生活保護・自立支援

課】

就学援助は、経済的な理由で小・中学校での学習に必要な費用にお困りの方に対してその一部を援助する制度です。

通学に必要なヘルメット等の購入は、新入学生徒学用品費（中学1年生）及び通学用品費（中学2・3年生）の中で対応していただくこととしています。

【就学課】

(8)多胎児育児支援について、国のメニューを活用して拡充し、経済的負担の軽減をはかること。

①育児ヘルパーは、専門的な知識・技術のある者を派遣するようにすること。

【回答】

シルバー世代産前産後応援事業では、家事や育児、多胎児家庭を支援するために必要となる知識を習得する養成研修を修了したシルバー世代を派遣しています。

【地域子育て支援課】

②国の補助メニューで岡山市が制度化していないものについて、制度化を図ること。

【回答】

令和3年度から国の補助メニューを活用して、多胎妊婦への追加的な健診費用（通常の14回に加えて5回）の助成を行っているところです。

また、全ての産婦を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行う産後ケアについて、令和3年度から、利用対象期間を産後4か月から1年に延長しました。

【保健

管理課】

シルバー世代産前産後応援事業では、令和3年度から国のメニューを活用し、多胎世帯等の利用期間を産後5か月から12か月に延長し、利用回数を30回から65回に増加しました。また、三つ子以上の世帯で、支援者2人での対応が必要な場合は、2人目の利用料を無料としています。

【地域子育て支援

課】

(9)児童虐待の防止・早期発見と、被害児童への支援を強化すること。

①児童虐待の把握に努め、いち早く対応すること。

【回答】

関係機関に対して、心配な状況にある子どもや家庭に気がついたときには早めに連絡、相談をするよう周知を図っています。またその後は関係機関と連携して支援を行っています。

【こども

福祉課】

教職員は子どもの様子の観察や教育相談等から不安なことや困っていること等の把握に努めています。教育委員会では、子どもの様子等から児童虐待が疑われる場合には、速やかに関係機関へ通告し、連携しながら対応するよう教職員に周知しています。

【指導課】

②こども総合相談所の人員体制のさらなる充実につとめること。

【回答】

児童福祉司等の配置については国の基準を満たしていますが、今後とも状況に応じた適切な人員配置を行うとともに、虐待対応等の専門性向上に資する研修等により体制の充実に努めてまいります。 **【こども総合相談所】**

③一時保護所の人員体制を改善、充実させること。特に保育士については、施設の性質にかんがみ、専門性と経験を備えた職員を本人の希望に基づいて配置すること。

【回答】

一時保護所入所児童への支援を行うため、一時保護所の人員体制については入所児童の状況に応じて適切に対応してまいります。保育士についても職員の役職や実務経験、適正等を踏まえながら、本人の希望も加味したうえで適切な配置を行い、児童が安心して生活できる環境の整備に努めてまいります。 **【こども総合相談所】**

(10)ヤングケアラーについて、実態を把握すること。支援の仕組みと支援策を、専門家を交えて構築すること。

【回答】

子どもやその世帯への支援につないでいくために、普段から子どもと接している教育職や、家庭に入る機会がある福祉職など、子ども本人や世帯の状況を把握できる立場の方々に対して、周知、啓発を兼ねた実態調査を実施し、現在、結果の集計や分析を行っているところです。 **【保健福祉企画総務課】**

地域こども相談センターでは、心配な状況にある子どもや家庭に対して、関係機関と連携し、見守りや支援を行っており、引き続き対応してまいります。 **【こども福祉課】**

教育委員会は、学校はヤングケアラーを認知する役割が大きいと考えており、生徒指導担当者会等を通してヤングケアラーについて周知を図るとともに、学校と関係機関との連携の大切さについて理解を深めるための研修を計画しています。

また、学校は、子どもの様子の観察や教育相談等から不安なことや困っていること等の把握に努めており、そうしたケースがあれば、必要に応じて関係機関と連携を図っているところです。 **【指**

導課】

5 子どもたちの育ちと学びを支える学校を

(1) 将来的に 20 人前後となるよう少人数学級化を目指すこと。そのための正規教員増を行うこと。

【回答】

少人数学級については、1 (9) ①で回答したとおりです。

正規教員の増員については、正規教員を増やす必要はあると認識しております。引き続き、教員の質を担保するという観点から、急激に採用数を増やすのではなく、児童生徒数などの動向も踏まえながら安定した採用を行ってまいります。

【教

職員課】

(2) 学校給食について。

① 学校給食は無償化すること。少なくとも、文部科学省の方針にも反している燃料代の保護者負担は、ただちに解消すること。

【回答】

学校給食に係る経費については、学校給食法及び同法施行令により、学校設置者と保護者との負担区分が規定されており、本市では食材購入や燃料代などの費用は給食費として保護者に負担をいただいています。給食の無償化や燃料代の公費負担については、本市の児童生徒数から勘案すると大変難しい状況です。

【保

健体育課】

② 調理は、自校方式中心とすること。全中学校をセンター化する方針を撤回すること。

【回答】

調理場施設の老朽化等、学校給食が直面する諸課題にしっかりと対応し、安全で美味しい給食の持続的かつ効率的な提供と食育の一層の推進を図るためには、小学校については自校方式を堅持し、中学校についてはセンター化等により集約化を図ることが望ましいと考えております。

今後、この新たな方針に沿って、調理場の更新、整備を進めてまいりたいと考えています。

【保健体育

課】

③岡山学校給食センターは、大規模化をやめること。

【回答】

現在の岡山学校給食センターは、昭和46年に建設されたものであり、施設の老朽化、耐震基準を満たしていないこと、衛生管理面への対応などの諸課題があります。また、学校給食が直面する給食施設の老朽化や児童生徒数の減少などの諸課題に対応するためにある程度の調理場の集約化は必要であると考えています。

【保健体育課】

④これまでの方針と取り組みについて、審議会や運営検討委員会以外にも広範な市民を交えて検証を行い、給食のあり方について市民的議論を行うこと。

【回答】

岡山学校給食センターの建替え内容など具体的な検討を進める中で、岡山市学校給食運営検討委員会をはじめ、必要に応じて広くご意見を頂戴してまいりたいと考えています。また、整備内容の素案を作成した段階で、説明会の開催時期や対象者などを含め検討してまいります。

【保健

体育課】

⑤調理業務の民間委託をやめ、全校直営での調理に戻すこと。

【回答】

子どもたちのためにより良い給食を安定的・継続的に提供していくことが重要であり、直営と民間業者が切磋琢磨し、それぞれの良さを活かしながら共存できるように、直営の効率的な運営と民間委託との両面から安全で安心な学校給食の提供に向けて取り組んでいるところです。

民間委託の割合については岡山市学校給食運営検討委員会の提言を尊重して、毎年、学校給食運営検討委員会で取組状況を評価していただきながら、民間委託について検証していきたいと考えています。

【保健体育課】

(3)総合教育会議の政治的中立性を保つこと。

【回答】

文部科学省からの通知のとおり、総合教育会議では、政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないと考えております。

【総務法制企画課、教育企画総務

課】

(4) 平和教育について。

- ① 具体的取り組みは各学校の主体性に任せるとしても、教育委員会として一定の方針や取り組み事例を示すこと。

【回答】

岡山市立学校では、学習指導要領に基づき、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きることの大切さについての自覚を促すようにしたり、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせるようにしたりするなど、児童生徒の発達段階に応じて行っております。

また、教育委員会は、「岡山市平和の日」に合わせて、その意義を児童生徒に伝え、身近な地域に起こった空襲について考えを巡らせたり、平和の尊さについて考えたりする機会を設けるよう毎年通知しております。

【指導課】

- ② 空襲展示室は、義務教育期間中に誰もが 1 回は施設を訪れて学習できるようにすること。

【回答】

各学校では「岡山市平和の日」などで空襲展示室の紹介をしたり、実際に現地に赴いたりしていますが、学校行事については、各学校の判断で行うようになっていますので、全校の施設訪問は考えておりません。しかしながら、平和教育の重要性については、毎年伝えているところです。

【指導課】

(5) 不登校支援について、全ての子どもに教育を保障する立場に立つこと。

- ① 全ての子どもの教育確保と居場所確保の両面から施策を進めること。

【回答】

不登校の子どもへの教育確保と居場所確保に向けて、各学校では、子どもの状態に応じて、別室への登校を促すなどの支援を行うとともに、登校できていない子どもに対しては、適応指導教室等の校外の施設での支援が受けられる体制づくりに努めています。

【指導課】

- ②遠隔支援も含め、実質的な学びの保障を強化すること。取り組みは、授業日数に含められるようにすること。

【回答】

現在、不登校の子どもが自宅で自主学習ソフトを用いた学習支援ができるようになっています。ICT等を使った学習活動を授業日数に含めるかどうかについては他の自治体の取組などを参考にしながら、今後検討してまいります。

【指導課】

- ③民間支援団体と積極的に連携し、対象全体の居場所確保をすすめること。

【回答】

現在、岡山市教育委員会は二つのフリースクールと連携しており、今後も引き続き不登校児童生徒への支援のため、連携してまいりたいと考えています。

【指

導課】

- ④適応指導教室は、名称を変更すること。

【回答】

適応指導教室の名称については、令和4年4月1日より、「児童生徒支援教室」に変更します。

【指導

課】

- (6)図書館司書及び栄養職員は、全ての市立学校に正規で配置すること。

【回答】

全ての学校に正規職員を配置することは厳しい状況にありますが、引き続き多様な雇用形態を活用して、学校運営に必要な職員の配置を行ってまいりたいと考えています。

【教職

員課】

- (7)山南学園には、小学校相当及び中学校相当のそれぞれに、図書館司書、栄養士、保健教諭を配置すること。

【回答】

教育課程や児童生徒数および学級数を確認しつつ、適切な人員配置となるよう努めてまいります。

【教職員

課】

- (8)全ての特別教室にエアコンを設置すること。体育館にも常設型を検討すること。各校に配備されているスポットクーラーは、体育館での活動に使えることを明確にすること。

【回答】

検討チームにより、特別教室の空調設備については、学校現場からの声も踏まえ、整備のための事業手法、教育環境・施設状況及び財源などの調査研究を進めているところです。

また、体育館の空調設備は、教育環境上、直ちに必要なものと捉えていませんが、関係部署と連携を図りながら、研究していきます。避難時に使用するために配備されているスポットクーラーは、教育活動での使用も可能と確認しています。

【学校施設課】

- (9)岡山市学力アセスは中止すること。全国学力テストには参加しないこと。

【回答】

全国学力・学習状況調査及び岡山市学力アセスでは、教科の学力だけでなく、子どもたちの学習に対する興味・関心や生活習慣などについても、実態が分かるようになっていきます。これらの結果を分析することで、教員は授業改善や学習環境づくりに活かすことができるとともに、子ども一人一人は学習や生活の課題を把握し、改善していくことができます。

【指導課】

- (10)公立夜間中学について、設置すること。

【回答】

夜間中学開設に向けては、施設等のハード面、また教育課程等のソフト面などについて様々な課題があることから、十分協議する必要があると、現時点では、令和7年度までの開校を目指し、準備を進めてまいります。

【就学課、指導課】

- (11)校納金同意書は、廃止すること。

【回答】

同意書については、給食費をはじめとする学校徴収金の重要性を保護者が理解されたうえで、円滑に学校徴収金を納入していただくために提出をお願いしているところです。今後とも、必要に応じて同意書様式の見直し等を行いながら、学校徴収金に未納が生じないように努めてまいりたいと考

えていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【保健体育課】

- (12) 医療的ケア児への学校での支援は、普段から信頼関係を築けている看護師が行えるようにすること。

【回答】

岡山市では、学校に専属で配置している看護支援員が対象児童生徒に対して、医療的ケアを日常的に行っており、日々の学校生活の中で、信頼関係が築けるように努めています。また、手技の確認を定期的に行うことで、技術を高め、対象児童生徒が安心してケアを受けることにつながっています。

【指導

課】

- (13) 制服は、性的多様性に対応できるよう、児童生徒や保護者と話し合っ
て、有無を含め検討していくこと。

【回答】

制服は、各学校でPTAを中心とした制服検討委員会等を設けて決めており、学校によっては、生徒会等の自主的な活動を取り入れながら、制服の見直しを行っております。

【指

導課】

- (14) 防災教育と称して自衛隊を呼ぶのをやめるよう教育委員会として方針を確立すること。

【回答】

防災教育につきましては、各校の学校安全計画に沿って、計画的に行われ、それぞれの目的に応じた取組をしております。外部講師を依頼する場合は、各校が、児童・生徒に何を学ばせたいか、内容を十分に吟味したうえで依頼をしているところです。

【指導課】

6 地域の農業を持続可能なものとするために

(1) 農家支援を拡充すること。

- ① 農業の価格保障・所得補償の拡充、戸別所得補償制度の復活を国に求めること。

【回答】

本市における作付経営体数の最も多い米については、主食用米の消費量が、毎年減少している状況などからも水田をフルに活用する必要があり、国において転作作物へ助成等を行う「経営所得安定対策等」が実施されており、市としても引き続き、これらの支援策を農業者が利用できるよう支援するとともに、制度の普及を進めているところです。

国においては、この他にも「野菜価格安定制度」や「肉用牛肥育経営安定交付金」など様々な価格安定対策が実施されており、今後とも、農業の持続的な発展に向けた施策が推進されるものと考えています。 **【農林水産課】**

- ② 米作農家への支援として、ふるさと納税の返礼品に市内産米を活用することや、市が買い上げて食糧支援に活用することなど、市独自の支援策を構築すること。

【回答】

ふるさと納税につきましては、ご協力いただける生産者を随時募集しております。お米につきましても、市内生産者からご相談があれば、返礼品に加えるよう対応してまいります。

【税制課】

国において、食糧支援を行っているフードバンクに対して、食品の受け入れ・提供を拡大するために必要な経費を支援しています。 **【農林水産課】**

- ③ J A の統合等で弱体化しているとされる技術や経営に関する地域での指導について、市として取り組むこと。

【回答】

市では、就農後の農業経営の支援として、J A や岡山県農業普及指導センター等の関係機関と連携し、気候や品種に応じた作物の生産についての助言や、資金の調達、営農計画の見直し、出荷方法の相談に応じるなどの支援を行っております。今後も関係機関と連携を継続しながら、農業者への支援に取り組んでまいります。 **【農林水産課】**

(2)鳥獣害対策を強化すること。

- ①イノシシの個体数を減らす計画を立てること。広域連携も視野に、実態把握を含めた総合的な対策を検討すること。

【回答】

本市が猟友会やＪＡ等とともに組織している岡山市地域鳥獣被害防止対策協議会において、「岡山市鳥獣被害防止計画」を策定しております。

なお、当計画に記載された捕獲計画数は、個体数調査において予測した個体増加数を上回っており、捕獲計画数が達成できれば生息数は減少すると考えています。

【農林水産課】

- ②ジビエで経営が成り立つように、処理や加工の施設やジビエカー等の整備を進めること。

【回答】

捕獲した有害鳥獣の食肉や獣皮の加工などに積極的に取り組んでおられる民間団体同士の顔合わせや、一緒に活動できる場の提供などを行ってまいりたいと考えております。

【農林水産課】

7 住民本位のまちづくり、交通政策の推進を

(1)立地適正化計画に関わって。

- ①市街地の拡大の大きな要因となっている５０戸連たん制度は、立地適正化計画とも大きく矛盾している。廃止すること。

【回答】

都市計画マスタープランでは、市街地の無秩序な拡大をさせないために、５０戸連たん制度や市街化調整区域の地区計画制度も含めた、開発許可制度の全体的な運用の見直しを図る方針としており、具体的な内容について検討を行ってまいりたいと考えております。

【開発指導課】

- ②空家について、特に市街地で利活用されていない事例があり、対応が必要となっている。

a) 利活用・再生を抜本的に促進するための税制優遇・購入補助などの仕組み、制度を構築すること。

【回答】

空き家の利活用の促進については、平成２６年度からリフォーム工事に對する助成制度や空家バンクを実施しています。空家対策として購入補助制度は実施しておりません。

【建築指導課】

b) 所有権者が多数で利活用困難な空家の放置が増えている現状に鑑み、国

に対策を求めること。

【回答】

所有者等が多数存在する空き家であっても、自らが所有する財産についての権利と、それを適切に管理する責務を有していることから、引き続き所有者等に対する啓発に努めることとします。

【建築指導課】

(2)再開発事業は、コロナ禍による社会変化を踏まえ、個々の事業の採算性について市として再検証し、中止も視野に入れること。根本的には、市として全体のまちづくりの方針を持つこと。とくに、巨額の公費投入が前提となっている点から、件数制限を設けること。

【回答】

土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図り、魅力や賑わいのある中心市街地創出の一つの手法として、市街地再開発事業を促進しています。

市街地再開発事業の促進にあたっては、件数制限を設けるのではなく、市が目指すまちづくりの方向性と整合する計画となるよう助言・指導することが重要と考えています。

なお、市街地再開発組合が作成した事業計画については、随時採算性を検証し円滑な事業推進に努めてまいります。

【市街地整備課】

(3)公共交通について。

①交通政策は、交通不便地域20万人を解消していく目標を立てること。

【回答】

岡山市では、公共交通を中心としたコンパクトでネットワーク化された都市づくりを進めることとしており、岡山市総合交通計画では、平成30年から令和9年までの10年間を計画期間とし、「桃太郎線LRT化」、「バス路線の再編」、「生活交通の導入」などに取り組むこととしております。

こうした取り組みにより、「都心や身近な拠点に公共交通で30分以内に行ける人口」を30万人から36万人に増やすことを目標としており、目標達成に向け、今後も各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、計画期間終了後においても、引き続き、交通不便地区の解消に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えております。

【交通政策課】

②地域公共交通維持のための恒常的な予算を抜本的に増やすこと。

【回答】

岡山市では、今年度、高齢者と障害者を対象とした運賃半額割引に約 3.9 億円、生活交通の維持・確保に約 8,000 万円など、公共交通維持のための予算を約 5.2 億円計上しております。

また、コロナ禍で経営が厳しい状況になった交通事業者に対し、プレミアム付きタクシー券の販売、路線バス・路面電車の運賃無料 DAY の実施について約 9,000 万円、離島航路に対する支援として 50 万円を計上しております。

引き続き、市民の暮らしを支える公共交通の確保のため、各種施策に取り組んでまいります。

【交通政策課】

③フィーダー交通について、整備計画を策定し、実施を急ぐこと。

【回答】

鉄道駅などへのフィーダー交通については、今後のバス路線の再編を検討する中で、既存バス路線の鉄道駅への接続や、重複区間におけるバス路線の集約やダイヤ調整により生み出された余力を活用した鉄道駅へ接続するバス路線の新設を検討してまいりたいと考えております。

バス路線の再編については、現在、検討を中断しており、検討の再開については、事業者から再開の意向をお示ししていただくこととしており、意向が示され次第、速やかに法定協議会を開催し、検討を進めたいと考えております。

現在、迫川地区、千種地区などで取り組んでいる生活交通については、地区内での買い物・通院等の移動だけでなく、中心部へスムーズに移動出来るよう、ダイヤを工夫しながら駅やバス停へ接続させております。

【交通政策課】

- ④高齢者、障害者、妊婦などの交通弱者に対して、免許返納に対しての福祉施策と外出促進の両面から、タクシーチケットの配布など交通費への助成を行うこと。

【回答】

重度心身障害者の外出を促進するため、一定の要件のもとタクシーを利用する際の料金の一部を助成しています。

【障害福祉課】

高齢者に対するタクシーチケットの配布など交通費への助成については、高齢者という要件で一律に助成することは、他の社会福祉施策の整合性の問題もあり、困難と考えています。

【高齢者福祉課】

岡山市では、生活交通として「デマンド型乗合タクシー」の導入に取り組んでおり、生活交通を持続可能なものとするため、それを利用する地域自らが、そのあり方について主体的に考え、また、地域住民の暮らしを支える生活交通の確保に責任をもって行うことが必要であると考えているため、地元検討組織と市が一緒になって取り組むこととしております。

「デマンド型乗合タクシー」については、タクシーチケットを単純に配布することに比べ、生活交通を持続可能なものとするだけでなく、地域の活性化やコミュニティ維持にもつながる優れた仕組みであると考えております。

【交通政策課】

- ⑤デマンド型タクシーについて、利用料引き下げと地元負担解消をはかること。高齢者・障害者の半額割引の対象とすること。

【回答】

経費の一部を地元負担で実施している生活交通については、地元負担軽減を図るため、令和3年度より算出方法を見直しております。

なお、デマンド型乗合タクシーについては、運行主体である地元検討組織が使いやすい運賃設定を行っており、多くの地区で免許返納者や障害者の方に対し割引を設定しております。

【交通政策課】

策課】

- ⑥国の方針改定を踏まえ、1日2000人以上利用の駅のバリアフリー化を急いで進めること。特に、JR上道駅にエレベーターを設置すること。JR大多羅駅のスロープを改善すること。

【回答】

駅のバリアフリー化については、現在策定中のバリアフリー基本計画に基づき実施することとしており、利用者が2,000人以上/日の駅については、JR西日本と協議を行いエレベーターの設置等を検討してまいりたいと考えております。なおJR大多羅駅の既設スロープについては、勾配が基準以内ではありますが、距離が長いこともあり、改善出来るかどうかを含め研究したいと考えております。

【交通政策課】

(4)市営住宅について。

- ①空き住戸の改修を進め、募集数を大幅に増やすこと。全体の管理戸数をこれ以上減らさないこと。

【回答】

空き住戸については、需要や地域バランスを考慮し、修繕を行い、適切な市営住宅の供給にも努めているところです。

また、将来的な需要の見通しを踏まえた上で、市営住宅の管理戸数の適正化に努めております。

【住宅課】

- ②家賃を引き下げること。

【回答】

市営住宅の家賃については、法令等に従って決定することとなっており、引き下げる予定はございません。なお、市営住宅の家賃については、減免制度があり、非課税世帯の方については家賃の5割を減額する制度等があります。

【住宅課】

- ③共用階段の手すり設置などバリアフリー化を早急に進めること。

【回答】

共用部における手すり設置等のバリアフリー化については、その必要性や状況に応じて順次対応してまいります。

【住宅課】

④市外現住者も応募可能とすること。

【回答】

市外に居住される方でも、市内に勤務場所がある方については応募可能としております。

【住宅課】

⑤火事や措置用の住居に、家具什器をそろえること。

【回答】

必要に応じ、順次配備してまいります。

【福祉援護

課】

⑥近年では民間賃貸住宅でもエアコンはあらかじめの設置が一般的となっていることも踏まえ、住宅設備として設置を検討すること。

【回答】

市営住宅のエアコンは、冷蔵庫や照明器具その他の家電製品と同様に入居者が必要に応じて用意すべきものであるため、市が設置する考えはありません。

【住宅課】

⑦火災や大規模災害などの発生時にどう避難すればいいかわからないとの声が入居者から上がっている。入居者の避難について、仕組みの構築が遅れているとの声がある。入居者や町内会等任せにせず、自主防災組織づくりや避難計画づくりなど、団地ごとに必要な事柄を明確にして、市として取り組むこと。

【回答】

市営住宅では、入居している全戸に、「市営住宅のしおり」を配布し、火災予防等の啓発を行っています。

【住宅課】

市営住宅についても、災害リスクの高い地域に重点をおいて、自主防災組織の結成及び個別避難計画の作成促進に向け、働きかけを行なってまいります。

【危機管理室】

(5) 芸術創造劇場の利用料や付属設備使用料について、市民の料金負担が今よりも増えないようにすること。学生や福祉団体等の利用については、恒久的な料金減免の仕組みを構築すること。

【回答】

市民芸術文化団体の利用が多く見込まれる中劇場については、条例に減免規定を設けています。また、附属設備使用料については、セット料金の導入なども予定しており、市民が利用しやすい料金となるよう検討を進めております。

【文化振興課】

(6) 巨大アリーナ建設に対して、公費投入しないこと。

【回答】

先般、岡山県経済団体連絡協議会及び岡山商工会議所から、プロスポーツチームやアマチュアチームの試合や練習利用を始め、市民の生涯スポーツや健康づくりの拠点となる、観客席数3千～5千人規模のアリーナ建設に向けての提言を受けております。

今後、アリーナの建設整備の必要性を含め、様々な観点（イニシャルコスト・ランニングコストを含めた資金計画、事業計画、事業効果など）から慎重かつ適正に考察・判断を行ってまいります。

【スポーツ振興課】

(7) 地場企業・事業者支援で波及効果も期待できる住宅リフォームや、商店のリフォーム助成制度を創設すること。

【回答】

既存建築物である商店のリフォーム助成は、個人資産の形成に繋がるため困難と考えております。

なお、個人ではなく商店会が行う空き店舗への出店に必要な店舗改装等については、岡山市商店街支援制度「空き店舗対策事業」の対象としており、商店街の空き店舗増加に歯止めをかけ、集客力の高い店舗を集積し、商店街の魅力向上を図っているところです。

【産業振興・雇用推進課】

空き家に関しましては、空き家の適切な管理の促進を目的として、空き家を住宅として活用する場合及び住宅以外で地域活性化に資する目的で活用する場合に、そのリフォーム工事に対して、助成を行っております。

また、旧耐震基準の木造住宅に関しましては、耐震化の促進を図るため、耐震改修工事に対して、助成を行っております。

【建築指導課】

(8)インボイスの導入中止を国に求めること。

【回答】

インボイスの制度につきましては、国において、経済活動の動向や社会情勢を踏まえ議論されるべきものであり、適正に対応されていると認識しております。

【税制課】

(9)北斎場について、周辺の環境への影響調査を継続するとともに、住民への丁寧な説明を続けること。

【回答】

工事完了後2年間は、「水質・可燃性ガス・排気ガス」を測定する予定としております。

その後の調査については、地域の皆様のご意見をお聞きしながら、必要な調査については定期的に実施していきたいと考えています。

【生活安全

課】

8 自然・生活環境を守っていくために

(1)CO2 実質排出ゼロを目指す立場で。

①市として、二酸化炭素排出ゼロを実現していくためのロードマップを、具体的な内容で策定すること。

【回答】

令和3年5月の地球温暖化対策推進法の改正により、再エネ導入目標の設定が義務付けられ、現在、その基礎調査となる調査業務を実施しております。この委託調査の結果や国の動向を踏まえロードマップも検討していく予定です。

【環境保全課】

②住宅の太陽光発電や各種の機器（自然エネルギー活用や省エネ機器など）の設置数目標、節電目標など、身近でわかりやすい目標数値と取り組みを数多く提起し、市民や事業者が積極的に取り組めるようにすること。

【回答】

脱炭素社会の実現については、岡山市地球温暖化対策実行計画に長期目標を設定し、その目標達成のため、行政、市民、事業者が行うべき取組を明確にすることとしておりますので、その周知、啓発に努めてまいります。

【環境保全

課】

- ③すべての市有施設で再生可能エネルギーによる電気の確保ができる取り組みを推進すること。太陽光設置にあたって各局共通となるよう指針を示すこと。未利用地を太陽光発電等に活用すること。

【回答】

岡山市は令和3年7月29日付で「再エネ100宣言 RE Action」に参加し、自らの使用電力を100%再エネ由来のものに転換していく方針を示しております。

なお、市有施設への太陽光発電設備の設置については、平成28年9月に判断基準を示すとともに、「余剰売電又は自家消費」とする方針としております。

また、未利用地への太陽光発電設備の設置については、各施設における使用電力の再エネ化の検討において、再エネ電源として活用することも一つの選択肢と考えております。 **【環境保全課、財産活用マネジメント推進課】**

- ④市内事業所に対し、再生可能エネルギー導入を促進する補助制度を抜本的に拡充すること。市民が地域で取り組めるエネルギー事業など先進事例を研究し、公表すること。

【回答】

現在、事業者用スマートエネルギー導入促進補助制度により支援しており、今後も、よりご利用いただける制度となるよう検討してまいります。また、市民が地域で取り組めるエネルギー事業についても研究してまいります。 **【環境保全課】**

- ⑤電気自動車購入補助、蓄電池、太陽光設置について、重点的に補助率を拡充し、周知すること。

【回答】

今後、国の電気自動車等に対する補助金の増額方針も示されておりますので、こうした動きを踏まえながら、より一層の電気自動車等の導入促進が実現できるよう検討してまいります。 **【環境保全課】**

- ⑥有料ゴミ袋について、石油由来原料を使わないこと。

【回答】

令和2年度より、再生可能資源トウモロコシ、さとうきび等植物由来のものを原料とするバイオマスプラスチックを10%配合した有料指定ゴミ袋を製作・販売しています。「バイオプラ」の配合増については今後も他都市の動向を注視してまいります。 **【環境事業課】**

- (2)焼却ごみは抜本的に減らす立場に立つこと。

- ①ごみ処理基本計画の改定にあたっては、明確な目標と計画を盛り込むこと。

【回答】

市民一人当たりのごみ排出量削減及び資源化率の増加について盛り込んでまいります。

【環境事業課】

- ②生ごみはたい肥化などにより、抜本削減をめざすこと。民間も含めたい肥化施設を整備するなど、重点的に減らすことを検討すること。

【回答】

岡山市では、令和3年4月に市内に民間の食品リサイクル施設が稼働しており、今後、食品小売業者等の排出事業者へこの施設の周知を進めてまいります。

また、今後、フードシェアリングやフードドライブ、事業者向けの生ごみ処理容器に対する助成制度等についても検討してまいります。

【環境事業課】

- ③プラごみを含め、現在の市の資源化率の目標は抜本的に引き上げ、将来的には100%を目指すこと。ごみの分別・減量化は、住民説明会を徹底するなど、市民理解を得るようにしながら進めること。リサイクル推進員など町内単位の資源化ゴミ出しが負担にならないよう、補助などを拡充すること。

【回答】

岡山市のごみ排出量は、家庭系ごみ排出量は、平成24年度以降減少傾向にありましたが、近年ほぼ横ばいです。事業系ごみの排出量が平成24年度以降増加し続け、全体のごみ量は増加傾向となっています。本年度改定中の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、さらなるごみの減量を行うため、プラスチック、生ごみ、紙類の再資源化への注力など具体的な減量施策を盛り込んでいます。

今後も、資源循環型社会の構築に向けて、市民の皆様と一体となって4Rに取り組み、令和7年度にはごみ排出量を平成27年度比で約10%削減したいと考えております。

【環境事業課】

- ④焼却場は、将来的に 2 カ所体制をめざすこと。広域処理施設計画は中止を含め再考すること。

【回答】

岡山県ごみ処理広域化計画を踏まえ、岡山ブロック（岡山市、玉野市、久米南町）で適正に実施してまいります。

【環境施設課】

(3)事業系ごみについて。

- ①処理費用は 100%事業者負担となるよう手数料を設定すること。

【回答】

事業者責任の原則に基づき、定期的に見直してまいります。

【環境施設課】

- ②事業者に分別・再資源化を徹底するよう強く指導すること。

【回答】

今後も適正に指導してまいります。

【環境事業課】

(4)ごみ収集有料化によるごみ減量は図られていない。自治体本来の業務として無料に戻すこと。

【回答】

家庭ごみの有料化は、排出量に応じた受益者負担の公平性の確保と経済的インセンティブを活用して、ごみの減量化・資源化を図ることを目的としています。

岡山市の有料指定袋の料金は、多くの議論を踏まえた上で決定しており、ごみの排出抑制効果や他の自治体の価格を参考に、市民にとって過度の負担にならないよう、1 リットル1 円を基本に設定しています。

令和元年度実施の市民意識調査では、「ごみの減量化とリサイクルの推進」に対する行政施策の「評価点」は、一定の評価（満足度）を得ているものと考えており、引き続き市民の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えています。

【環境事業課】

(5)粗大ごみは、無料回収日を設けること。

【回答】

本市では、家庭系粗大ごみの排出について、平成13年4月から、負担の公平性と市民サービスの向上と減量化を目的に、有料制戸別収集を開始しました。

有料戸別収集前のステーション収集（無料）の排出量は年間平均約1万トンありましたが、有料化実施後の排出量は約3千5百トン程度で毎年を推移しています。

このことは、有料化による3Rの意識の高まりと、事業系粗大ごみや市外から持ち込まれた粗大ごみが排除されたことが考えられます。

持ち込みによる無料回収や粗大ごみふれあい収集などの市民サービスも実施しており、今後ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

【環境事業

課】

(6)大規模太陽光について、地域の自然・生活環境の保全や防災の観点から、設置を規制する条例を制定すること。

【回答】

大規模太陽光発電施設については、令和2年4月から一定規模以上の太陽電池発電所が環境影響評価法対象事業に追加されました。法に基づく手続きがなされた場合、市は、環境の保全の見地から適切に意見を述べるよう努めます。

また、防災の観点からは、岡山県の条例において、岡山市域を含めた土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域等の土砂災害発生の恐れが特に高い区域への設置が禁止されているので、市独自の条例制定は不要と考えております。

【環境保全課】

(7)海ごみについて、県や関係市町村等と協力して、実態把握に努めること。削減の目標と計画を持つこと。ボランティア団体等への支援を強化すること。

【回答】

策定中の海洋プラスチックごみ対策アクションプランをもとに、海ごみの削減に努めてまいります。

【環境事

業課】

- (8)ソーラーシェアリングについて、営農継続と自然エネルギー拡大の両面から、取り組みが拡大するよう市として支援に取り組むこと。

【回答】

営農型太陽光発電は収入拡大が期待される反面、パネルの遮光による生育不良や農作業のしづらさなどの問題もあるため、導入は農業者の判断によるものと考えております。このため国の補助申請をご希望の方等がおられましたら、中国四国農政局の申請窓口をご案内することとしております。

【農林水産課】

- 9 誰もが大切にされる社会をつくっていくために

- (1)「今後における同和問題解決の基本方針」は速やかに廃止すること。

【回答】

社会状況の変化などにより、依然として差別や偏見が形を変えて残り、解決に至っていないとの認識から、現段階では市として基本方針を廃止するという考えは持っておりません。今後については、状況に応じて慎重に検討していきたいと考えております。

【人権推進課】

- (2)DV 被害者支援について。

- ①被害者の自立まで一貫した支援ができるよう人員体制の拡充など支援策を構築すること。

【回答】

DV被害者の支援については、相談から被害者の自立まで、以下のとおり一貫した支援を行っています。

- ・相談者の必要に応じて弁護士や心理カウンセラー等の専門家による特別相談の実施
- ・緊急一時保護の実施
- ・被害者の一時保護に向けた女性相談所等との連携・調整
- ・関係機関等と連携した経済的な自立や心の回復に向けた支援

今後も、民間団体とも連携しながら、効果的なDV被害者支援に努めていきます。また、来年度、国の交付金を活用して、シェルターを運営している民間団体の先進的な取組に対して支援を行い、DV被害者等の保護・自立支援体制の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、人員体制については、平成31年4月から新たに専任の管理職（再任用・主幹）を相談支援センターに配置し、体制の充実に努めています。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- ②配偶者暴力防止相談支援センターの相談員は専門職として位置付け、正規化し、育成に努めること。

【回答】

相談員については、開所以来、採用時に専門の資格の所持を求めています。現在は、会計年度任用職員という立場ですが、毎年、DVの専門研修や精神科医師のスーパーバイズを受け、専門性の維持向上に努めております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(3)性暴力の被害者支援を強化すること。

①市民病院が民間団体とも連携しつつワンストップ相談窓口を設け、24 時間対応できるようにすること。

【回答】

犯罪被害者等総合相談窓口、男女共同参画相談支援センター、こども総合相談所など関係機関が連携しながら、性暴力被害者の相談、支援に取り組んでいます。また、都道府県に設置された性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが、被害者に寄り添った支援を行っています。今後も、民間支援団体等とも連携しながら、よりよい相談、支援となるよう努めていきます。

なお、市民病院においては、被害者の方などが来院した場合、動線や相談スペースを確保するなど適切な対応に努めています。

【女性が輝くまちづくり推進課、生活安全課、こども総合相談所、医療政策推進課】

②被害者にアフターピルが提供できる仕組みを構築すること。

【回答】

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや岡山県警では、アフターピルも含め急性期の性犯罪被害者の産婦人科受診に係る費用負担や付き添い等の支援を行っています。今後も民間支援団体等と連携しながら、被害者支援に努めます。

【生活安全課、女性が輝くまちづくり推進課】

③被害者救済と性暴力未然防止の観点での刑法再改正を国に働きかけること。

【回答】

国は「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年度から令和4年度までを性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として取り組んでいるところであり、今後も国の動向を注視していきます。

【女性が輝くまちづくり推進課】

④学校教育の中にリプロダクティブ・ヘルス&ライツの考え方を位置づけ、市と教育委員会が連携して推進すること。「性的同意」の適切な理解や、望まない妊娠を減らす意識醸成につながる性教育のプログラムを、専門家の協力を得てつくること。

【回答】

現在策定している第5次さんかくプランにおいて、「性と生殖の健康と権利に関する理解の促進」を施策の方向性に掲げ、関係部署と連携して取り組んでまいりたいと考えています。引き続き、連携しながら理解促進に取り組んでいきます。

【女性が輝くまちづくり推進課】

リプロダクティブヘルス&ライツの考え方は、岡山市の教育理念「人権尊重の理念に基づく教育の推進」の中に位置づいています。

小・中・高等学校学習指導要領において、性的同意や望まない妊娠を減らす意識の醸成に関わる内容がないため新たなプログラム作りは行いませんが、今後も発達段階に応じた性に関する指導を特別活動や各教科の中で実施していきます。

【保健体育課】

⑤性暴力の根絶のため、「同意のない性行為は犯罪」などの内容のパンフレット等の作成経費を市として予算化し、啓発につとめること。

【回答】

令和2年度に、若年層を対象にしたデートDV防止啓発パンフレットを作成し、毎年市立の中学3年生に配布しています。

その中では、「無理やり性的な行為をする」ことはDVにあたると明記しております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(4) 仁愛館について。

① 自立やその後のフォローを含め一貫して支援できる施設とすること。

【回答】

今後の方向性として、入所から退所後までの長いスパンの支援体制が必要と考えており、民間のノウハウや柔軟性を活かせる指定管理での運営を検討してまいります。

【こども福祉課】

② トイレ・風呂付の個室を基本として大規模改修すること。

【回答】

先般策定した個別施設計画で、今後、北館を改築し、南館を改修することとしています。北館の改築に当たっては、各室に浴室を備え、時代に合ったものにしてまいりたいと考えております。南館の改修にあたっては、トイレは現在も各部屋に設置していますが、居室面積を広げることが困難な場合には、世帯専用浴室設置を視野に入れ検討してまいります。

【こども福祉課】

③ 入所する母子が社会経験や人間関係の経験を積んでいく観点から、他市事例も参考に、町内会など地域団体や行事等への参加などを通して地域と繋がれるようにすること。

【回答】

入所世帯の地域活動経験の蓄積と安全確保の両面から検討してまいります。

【こども福祉課】

(5) さんかく岡山内に、主に若年層を対象とする支援拠点をつくること。気軽に立ち寄れるカフェや「まちかど保健室」などを検討すること。

【回答】

若年層の女性は自ら公的機関等に相談することに消極的なため、窮状が見えにくく、支援につながっていないケースが多いことが報道等で指摘されています。

そのため、当事者との信頼関係が築きやすく、民間ならではのきめ細かな伴走支援ができるNPO団体等の強みを活かして、SNSでの相談やアンケート調査、居場所づくりなど、困難な状況の実態把握と支援に取り組んでまいりたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- (6)「生理の貧困」問題に取り組んでいくために、まず、学校のトイレに常設する予算を確保すること。

【回答】

衛生的な管理や、「生理の貧困」の観点から、本当に必要な子どもが使用することができるようになるのかなど課題も考えられます。今後の公共施設への導入可能性や学校等の意見、他都市の状況等を参考に検討をする必要があると考えます。

【保健体育課】

- (7)「女性が輝くまちづくり推進課」は、性の多様性やダイバーシティ推進が言われる中で女性に特化するものではない政策をすすめる観点から、課の名称を変更すること。

【回答】

男女共同参画社会の形成及び女性が輝くまちづくりに取り組んでいるところであり、課の名称変更は考えておりませんが、性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝くまちづくりに一層取り組んでいきます。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- (8)子ども貧困などの支援団体について、コロナ禍で活動できなくなっているところの実情を把握し、新たな支援を構築すること。

【回答】

市社会福祉協議会が設置している「子どもの居場所づくり相談窓口」等を通じ、子どもの居場所や支援団体の活動状況を把握するとともに、コロナ禍で支援活動に取り組む団体に対して助成金を交付するなどの支援を行っているところです。

【こども福祉課】

- (9)パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携を強化すること。県内や政令市で同様の制度が広がるよう先行市として働きかけること。

【回答】

政令指定都市間、岡山連携中枢都市圏における情報共有や連携した取り組みにより、制度の普及や都市間相互利用の拡大に努めてまいります。

【人権推進課】

(10) 選択的夫婦別姓制度の導入をめざし、国に働きかけること。

【回答】

選択的夫婦別姓制度については、婚姻制度や家族のあり方等にかかわる重要な問題として様々な考え方や意見があるため、今後の国における議論の行方を注視しています。

【女性が輝くまちづくり推進課】

10 岡山市の行政のあり方について

(1) 市として事業の不急度合いや内容をあらためて精査し、中止、凍結、延期、事業規模縮小などの見直しを行ってコロナ対応財源を作り出すこと。具体的には、路面電車の駅前乗入及び広場改修、吉備線LRT化、本庁舎整備、苫田ダム受水費について見直すこと。

【回答】

桃太郎線のLRT化については、運行本数の増加、新駅の設置、バリアフリー化などによる利便性の向上が図られることから、路線バスや生活交通などを組み合わせた交通ネットワークの構築、観光資源などへのアクセス性向上による観光振興、駅周辺への都市機能の誘導による地域活性化などを進めていく上で大きな役割を担うものであり、実施が必要な事業と考えておりますが、コロナ禍の影響を踏まえ当面中断することとしております。

また、路面電車の駅前広場への乗り入れについては、市の喫緊の課題である公共交通の利便性向上と回遊性向上を図るため、できるだけ早期に実現できるように取り組んでおります。

【交通政策課】

新庁舎については、規模の見直しや有利な財源（合併推進債）の活用など、財政負担の軽減に努めながら、実施設計を行っております。来年度の工事発注に向けて、引き続き、建築や設備など様々な観点からコストの検討を行ってまいります。

【新庁舎整備課】

苫田ダム受水については、三野浄水場と同様に重要な水源の一つであり、責任水量43,700m³/日は、安定かつ効率的に給水するために必要不可欠な水量です。

【配水課】

(2)地域の市民サービス拠点のあり方を抜本的に再検討すること。中学校区単位でのフルセット型出張所を設置することで、市民サービスを身近で迅速に提供できるようにすると共に、本庁機能の縮減でトータルコストを低減させること。(フルセット型＝高齢者、子育て、障害児・者、まちづくり、防災の機能を備えたもの)

【回答】

効率的、効果的に市民サービスを提供する観点から中学校区単位でのフルセット型出張所の設置は困難と考えております。

【区政推進課】

(3)職員は正規を基本とすること。職員体制は激甚災害や感染症の蔓延に備えたものにする。

①特に以下の職種については、速やかに必要数をすべて正規化すること。

- a) 公民館職員
- b) 保育士
- c) 図書館司書
- d) 栄養職員
- e) 保健師

【回答】

現在、会計年度任用職員の職で、来年度も設定すべき職については、同様に会計年度任用職員として任用することとしております。

【人事課】

②「官製ワーキングプア」を生んでいる現状を直視し、非正規職員の処遇を直ちに抜本改善すること。

【回答】

非正規職員の処遇につきましては、国等の動向を注視しながら、引き続き適正な水準となるよう努めてまいります。

【給与課】

③感染症対応の専門家を育成すること。

【回答】

令和3年度から保健所に感染症対策課を創設し、OJT等を通じて、感染症対応の強化に努めるとともに、外部専門家の協力を得ながら、対応してまいります。

【保健管理課】

- ④保健福祉局とりわけ保健所については、平素から感染症対策の基盤を整備し、緊急時に対応できるようコロナ禍における他局からの支援や中途採用などの状況なども踏まえて人員増を図ること。

【回答】

平時は感染症対策課で対応し、感染拡大に応じ、全庁からの応援職員等を活用しながら、体制を整えているところです。

【保健管理課】

- ⑤生活保護のケースワーカーについて。

- a) 担当ケース数が1人80人になるよう、速やかに拡充すること。

【回答】

引き続き担当部局と人員の充足に向けての協議を続けてまいります。

【生活保護・自立支援課】

- b) 異動サイクルや配属希望のやり方を見直すなどして、福祉事務所単位で専門性を高めるようにすること。

【回答】

ケースワーカーの異動・配属については、福祉事務所の専門性が継続できるよう担当部局と協議してまいります。

【生活保護・自立支援課】

- (4)投票率向上に関して。

- ①選挙公報の全戸配布中止は、市民が選挙に対する関心を高めたり、候補者等に対する知識を養ったりする機会を奪うもので、選挙を市民から遠ざけてしまうことになる。投票率向上にも逆行する。全戸配布に戻すこと。必要な予算を確保すること。

【回答】

7月の通常選挙に向け、公職選挙法第170条1項に規定の全戸配布ができるだけ再開できるよう、様々な検討を行うことにします。

【選挙管理委員会事務局】

- ②開票日の開票場所については、市ホームページにわかりやすく掲載するなど、周知を徹底すること。

【回答】

今までは公職選挙法第64条により各区選挙管理委員会が開票場所及び日時を告示しており、公職選挙法第69条に基づく開票参観を希望する当該区の有権者からの申し出に対応していたところです。今後は、開票場所のレイアウト上、その広狭によっては、一定の制限を設けさせていただくかもしれませんが、市選挙管理委員会のホームページへの掲載を通じて広く周知を図ってまいりたいと考えています。

【選挙管理委員会事務局】

- ③当日の投票場所について、少なくとも区役所では区内の全有権者が投票できるようにすることや、当日や期日前の投票場所について、大型商業施設や大学等に設置するなど、投票しやすい環境整備につとめること。

【回答】

当日投票所においては、期日前投票所とは異なりネットワークパソコンにより二重投票のチェックをしながら投票事務を遂行するわけではございませんので、紙の選挙人名簿で有権者確認をしている134か所の当日投票所に加え、区役所に別途当日投票所を設置することはできません。ただ、期日前投票所については、平成31年からイオンモール岡山に設け、市内の全有権者が投票できる環境を構築しており、引き続きイオンモール岡山に期日前投票所を設置してまいりたいと考えています。

【選挙管理委員会事務局】

- (5)斎場整備に関して、必要炉数を再度精査して過大計画を見直すこと。瀬戸内市との共同整備からは撤退すること。

【回答】

岡山市の斎場整備に係る炉数と配置については、将来の火葬需要とともに、災害時のリスク分散の観点も踏まえた検討結果であり、東山斎場、岡山北斎場に加えて、現在の西大寺斎場の代替施設となる斎場を整備することが望ましいと考えています。

【生活安全課】

(6) 自衛隊に市民の個人情報を提供しないこと。少なくとも、希望した人だけの分を提供するようにすること。

【回答】

自衛隊募集事務は、法定受託事務として行っており、岡山市個人情報保護条例上の規定もあることから、提供することは問題ないと考えております。

ただし、提供する情報は、募集業務に必要な「氏名」と「住所」のみとし、情報提供を希望しない方は、事前に除外申請を行っていただくことにより、提供する情報から除外しています。

【区政推進課】

(7) 平和の課題に対する市の取り組みについて。

① 平和の課題の重要性からも、福祉援護課の本来業務の性質からの乖離を考慮し、平和を専管する部署を独立して設けること。

【回答】

本市では、戦没者遺族の援護等、福祉の視点から福祉援護課が戦没者追悼式、岡山空襲展示室を所管しております。

【福祉援護課】

組織の設置や改廃の検討に当たっては、「簡素で効率的・効果的な組織」を基本的な考え方に据えて、必要に応じ関係部署と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【人事課】

② 空襲展示室は、内容や利活用策を抜本的に充実させること。

a) 市民を含めた運営委員会を設置すること。

b) 他市事例を参考に、スペースを大幅拡張するよう施設のあり方を見直すこと。

【回答】

展示スペースの拡大は現時点では困難であり、限られたスペースの中ではありますが、今後も展示内容などを工夫しながら計画的な運用に努めてまいります。

また、関係団体との意見交換や来場者アンケートなどを実施し、運営の参考にさせていただいております。

【福祉援護課】

③市内の戦争・戦災遺跡についてマップを作成すること。

【回答】

戦災マップにつきましては、昨年度作成し、空襲展示室に設置しております。

【福祉援護課】

(8)事業者指導課は、対象事業所の増加に応じた人員体制にすること。児童・高齢・障害の分野ごとの専門部署化を検討すること。

【回答】

対象事業所数も年々増加しているところですが、課内で分野ごとの専門部署化を構築しているところです。人員体制の強化については、引き続き関係部署と協議していきたいと考えています。

【事業者指導課】

組織の設置や改廃、人員体制につきましては、担当部局と協議し、業務や職場の状況を勘案しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

【人事課】

(9)水道局について。

①水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。

【回答】

本市水道事業の財政規模や職員数から考えると、当分の間は、水道法の定める水道施設運営権方式（コンセッション方式）を採用する必要は無いと考えています。

【企画総務課】

- ②広域水道企業団の事業について、主体的にその進捗について把握すること。
1期事業がR7に一段落することに向けて、2期を中止することなど今後の方針について主体的に意見すること。広域企業団の単価設定について、その積算根拠と企業債返済後の見通しについて、把握すること。

【回答】

2期計画分（苦田ダム 給水ベース95,600m³/日）の供給については、当面未定です。

企業団単価は、5年毎に財政の収支見通しを試算して見直しの必要性を判断することとされています。直近では本年度試算が行われ、令和4年度から令和8年度においては現行単価を維持することとなっています。

企業債の返済は、今後20年間の見通しでは引き続き発生するものとなっています。

今後も施設整備や財政収支の動向には注視してまいります。 **【配水課】**

- ③水道会計を圧迫している受水費をそのままに、水道料金の値上げをしないこと。

【回答】

受水は、安定かつ効率的に給水するために必要不可欠であり、必要な費用負担であると考えています。 **【経営管理課】**